

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案概要

1. 津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)について

○第177回国会(平成23年常会)において、衆議院災害対策特別委員長提案の法律案として、全会一致で成立し、同年6月24日公布・施行

【目的】

津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること

【主な内容】

- ・津波対策を推進するに当たっての基本的認識
- ・ソフト面・ハード面における津波対策の努力義務
- ・津波防災の日(11月5日)の設定、地方公共団体に対するハザードマップ・映像作成に係る財政上の援助 等

2. 改正内容

①「津波防災の日」である11月5日が平成27年12月の国連総会決議において「世界津波の日」とされたことも踏まえ国際協力の推進に資するよう配慮する旨の規定の追加

【参考1】津波防災の日<現行の第15条>

- ・国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設ける。
- ・津波防災の日は、十一月五日とする。
- ・国及び地方公共団体は、津波防災の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

【参考2】世界津波の日

- ・平成27年12月の国連総会において、我が国をはじめ、142か国が共に提案し、11月5日を「世界津波の日」として制定する決議が満場一致で採択
- ・全ての加盟国等に対して、津波によってもたらされるリスクに関する人々の意識を向上させるために「世界津波の日」の遵守を招請

1854年11月5日の安政南海地震で和歌山県を津波が襲った際に、自分の稲に火をつけて、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなむ



稲束(稲むら)に火をつける濱口梧陵

②地方公共団体に対するハザードマップ・映像作成に係る財政上の援助を定めた規定の有効期限の延長(5年間:平成34年3月31日)

○地方公共団体に対するハザードマップ・映像作成に係る財政上の援助を定めた第16条第2項の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失うとされている(附則第1条第2項)

【津波ハザードマップの整備状況】(出典)国土交通省資料

平成22年度(平成23年3月末時点) 公表市町村 56%(361/639市町村)

⇒ 平成27年度(平成28年3月末時点) 公表市町村 88%(587/670市町村)